

【EU】消費者保護協力規則の改正案

海外立法情報課 島村 智子

* 電子商取引の環境整備を目的として、消費者保護に関する域内協力を強化する法改正が進められている。改正の背景・経緯と新規規則案の概要を紹介する。

1 背景と経緯

EUは、「デジタル単一市場」(Digital Single Market)を構築し、デジタル分野においてサービスやコンテンツの自由な域内流通を実現することを目指している。域外諸外国と同様に、EU各国でも近年電子商取引の市場規模が拡大しており、今後も更に成長が見込まれている。しかし、域内で国境を越えて製品やサービスを購入しようとする場合、購入者の居住地等の地理的要因によって何らかの制限が設けられている、商品の配送料金が高額となる、取引に関して問題が発生した場合の対応方法に懸念があるなど、オンラインでの売買を阻害する要因が依然残っている。欧州委員会は、電子商取引の環境を整備し、域内での国際取引を活発にするためには、製品・サービスのオンライン購入をより容易にすること、オンライン販売に対する消費者・事業者の信頼を確保すること、取引に伴う費用・手続の負担を軽減することが必要と指摘している(注1)。改善に向けた取組の一つとして、欧州委員会は2016年5月25日、新たな消費者保護協力規則案を公表した(注2)。審議・修正を経て2017年7月13日、欧州議会の域内市場・消費者保護委員会は同規則案を承認した(注3)。規則案は、EU理事会及び欧州委員会との事前合意を経たものであり、今後正式に採択される予定となっている。

2 消費者保護協力の枠組み

2004年に制定された消費者保護協力規則(Regulation(EC) No 2006/2004)は、域内の複数国に関わる消費者の利益侵害に際して、各国の管轄官庁が共同して対処するための枠組みを規定している。この規則は、誇大広告からの保護、製品購入前の十分な情報提供、企業との契約における適切な保護、苦情申立て及び補償制度等を内容に含む18件の消費者保護立法を対象として、その遵守のために、各国の管轄官庁間での情報提供や、権利侵害を差し止める措置の執行請求、市場監視の調整などを定めたものである。しかし、オンライン販売を行うウェブサイトの調査や、消費者から寄せられた苦情に関する各国の欧州消費者センター(注4)のデータなどから、特に電子商取引分野において法令違反が多発していることが明らかになっている。これらに実効性をもって対処することを目的として、今回の規則改正に至った。以下、新規規則案の要点を紹介する。

3 主な内容

(1) 適用範囲

消費者保護に関する法令違反について、規則案は、対応措置の開始前又は完了前に既に違反状態が終了している場合（例えばウェブサイト上に短期間掲載された誇大広告など）にも、規則案が適用されることを新たに規定している。

(2) 管轄官庁の権限

規則案は、国境を越える違反行為に対して各国の管轄官庁が自国内で最低限有する調査・執行権限を規定している。関連文書・データの閲覧、情報提供の請求、立入検査の実施、違法販売の中止要請を定めているほか、新たに、客を装った製品・サービスの購入、重大な利益侵害を防止するための暫定的措置、ウェブサイトの削除・アクセス制限の要請、事業者から消費者への補償の確保、罰金の科刑などが追加された。

(3) 相互支援

加盟国の管轄官庁間における相互支援の方策として、消費者の権利侵害に関連する情報提供の要請と、侵害を差し止める措置の要請の2つが定められている。規則案では新たに、所定の期限内の対応（30日以内の情報提供及び6か月以内の侵害差止措置実施）を義務化することで、迅速な対応が目指されている。

(4) 対応措置

規則案には、消費者の権利侵害の影響がより広範な場合の措置（coordinated action）が新たに規定されている。2か国以上の消費者の利益を害する（又はそのおそれがある）法令違反の疑いがある場合には、関係各国の管轄官庁間の合意により調整担当国を定めて、調査・強制措置などの対応を行う。さらに、加盟国の3分の2以上、かつ域内人口の3分の2以上の消費者の利益を害する（又はそのおそれがある）法令違反の疑いがある場合には、欧州委員会は関係各国に通知した上で、欧州委員会が調整役となって対応を行う。

(5) 警告・監視

他国の消費者の利益を害する可能性がある法令違反に関しては、管轄官庁は欧州委員会及び他国の管轄官庁に通知する義務が定められている。規則案では新たに、欧州消費者センターや消費者団体など、各国が指定した機関も警報を発出できるようになった。これらの警報は、欧州委員会が運営するデータベースに登録され、管轄官庁や欧州委員会による調査・執行に利用される。

注（インターネット情報は2017年9月11日現在である。）

(1) European Commission, “Communication from the Commission to the European Parliament, the Council, the European Economic and Social Committee and the Committee of the Regions: A comprehensive approach to stimulating cross-border e-Commerce for Europe’s citizens and businesses,” COM(2016)320final, 2016.5.25, pp.3-5. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016DC0320>>

(2) “Proposal for a Regulation of the European Parliament and of the Council on cooperation between national authorities responsible for the enforcement of consumer protection laws,” COM(2016)283final, 2016.5.25. <<http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?qid=1503474418346&uri=CELEX:52016PC0283>> この規則案は、地理的要因による不当な制限及び国籍・居住地・所在地による差別への対処に関する規則案（COM(2016)289final）、国際小包配送サービスの価格の透明性向上と規制監督強化に関する規則案（COM(2016)285final）とともに、電子商取引の環境改善を目的とするパッケージ法案として提案された。

(3) 欧州議会ウェブサイト掲載のテキストを参照。<http://www.europarl.europa.eu/RegData/commissions/imco/inag/2017/07-11/IMCO_AG%282017%29608048_EN.pdf>

(4) 欧州消費者センター（European Consumer Centres）は、域内の国境を越えた製品・サービスの購入に関し消費者からの相談を受け付け、助言や支援を行う機関。EU加盟国、ノルウェー及びアイスランドの各国に事務所を置き、協力ネットワーク（ECC-Net）を形成している。